

山形市技能功労者褒賞要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、技能者の社会的、経済的地位の向上を図り、技能尊重の気風を醸成するため、長く同一の職業に従事して技能の錬磨及び技術の鍛練並びに後進の育成指導にあたり、市民生活の向上並びに産業の振興に顕著な功績を収めている技能者に対する褒賞について必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の対象者)

第2条 褒賞の対象となる者は、この市に居住し（1年以内に山形市から転出した者を含む）、次条に規定する対象職種に属する職業に従事している者で、次の各号に定める基準（以下「褒賞の基準」という。）を満たすものとする。

- (1) 優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる者
- (2) 褒賞の行われる日現在において、技能者として経験年数30年以上を有し満55歳以上の者（第5条第1項の規定による職種団体からの推薦があった者にあつては、これと同等の経験を有すると認められる者を含む。）
- (3) 引き続きその職業に従事し指導的立場にある者

(技能職種の範囲)

第3条 褒賞の対象となる職種（以下「対象職種」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、同表に定める職種以外の職種を対象とすることができる。

(実施方針の決定)

第4条 市長は、褒賞の基準に基づき、その年度の褒賞の実施方針を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の実施方針の決定にあたっては、第8条に規定する山形市技能功労者褒賞選考会に意見を聴くものとする。ただし、実施方針が前年度と同様である場合においては、この限りでない。

(被褒賞候補者の推薦)

第5条 対象職種の技能者をもって構成する団体（以下「職種団体」という。）の長は、褒賞の基準に該当する被褒賞候補者を推薦しようとするときは、山形市技能功労者推薦調書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職種団体への未加入技能者及び団体を組織していない職

種の技能者については、その他の団体等（個人を含む）の推薦に基づき被褒賞候補者の推薦調書を市長に提出できるものとする。

（褒賞の対象外）

第6条 第2条の規定にかかわらず、既にこの要綱による褒章を受けた者は褒賞の対象としないものとする。

（選考の方法）

第7条 市長は、第5条の規定により推薦のあった被褒賞候補者のうちから、次条に規定する山形市技能功労者褒賞選考会に諮って、被褒賞者を決定するものとする。

（選考会）

第8条 第4条に規定する実施方針及び被褒賞者の決定に際し意見を聴くため、山形市技能功労者褒賞選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

2 選考会は、次に掲げる選考員をもって構成するものとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 山形商工会議所の代表者 | 1名 |
| (2) 職種団体の代表者 | 10名 |
| (3) 本市関係者 | 1名 |

（選考員の任期）

第9条 選考員の任期は4年とする。ただし、任期中に選考員の交代があった場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 選考会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、選考員の互選とする。
- 3 会長は、選考会を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第11条 選考会の会議は、会長が座長を務める。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（事務局）

第12条 選考会の事務局は、山形市商工観光部働きやすさ追求室に置く。

（褒 賞）

第13条 褒賞は毎年勤労感謝の日を記念して行い、被褒賞者には褒賞状及び記念品を

授与する。

- 2 褒賞が決定した後に被褒賞者が死亡した場合は、遺族に褒賞状及び記念品を贈ることができるものとする。

(委 任)

第14条 この要綱の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 山形市技能功労者褒賞要綱（昭和47年7月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。